

第12章 建設業

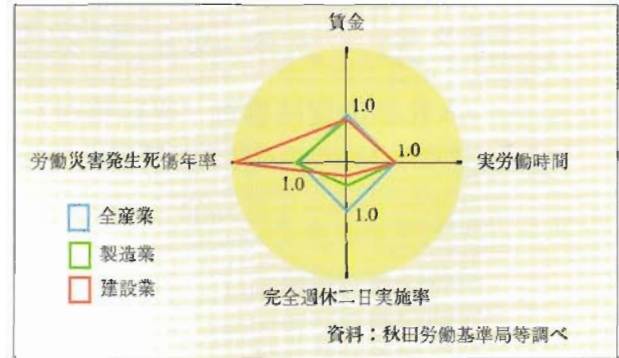
第1節 建設業の振興

1 建設業の現状

建設業は、社会資本整備の担い手としてますます重要となっており、雇用の場としても大きな役割を果たしていますが、その構造をみると、中小零細業者が多く、経営状況の改善や労働条件が立ち遅れており、従事者の高齢化と若年層の建設業離れなど労働者の不足が進行しています。

建設業を、技術と経営に優れた労働者に魅力ある職場として発展させるため、企業の自助努力を促しながら、企業体質の改善、技術の向上、労働環境の改善、元請・下請関係の適正化等を積極的に進める必要があることから、今年度からスタートする「新総合発展計画後期計画」の中においても各種事業を実施することとし、建設業の振興を図っております。

◆建設業の労働条件の他産業との比較



	全産業	建設業	製造業
賃金	1.00	0.91	0.91
実労働時間	1.00	1.02	1.00
完全週休二日制	1.00	0.27	0.47
労働災害発生死傷年率	1.00	2.33	1.07

◆建設業の許可業者数

	3	4	5	6	7	8
知事	4,836	4,863	4,881	5,029	5,097	5,223
大臣	48	48	52	53	53	53
計	4,884	4,911	4,933	5,082	5,150	5,276

◆資本階層別許可業者数

項目	個人	法人					小計	合計
		～200万円	200万円～500万円	500万円～1000万円	1000万円～5000万円	5000万円以上		
業者数	1,863 (35.3%)	142	1,144	696	1,380	51	3,413 (64.7%)	5,276 (100.0%)
		3,149 (59.7%)		2,127 (40.3%)				

2 建設業の構造改善の推進

(1) 建設業の構造改善を推進するために、第2次構造改善推進プログラムに基づき、人を大切にする建設産業を目指して、次の事業を推進しているところです。

- ア. 雇用労働条件の改善と人材の確保
- イ. 生産性の向上
- ウ. 建設生産システムにおける合理化の推進
- エ. 不良不適格者の排除
- オ. 建設産業における安全確保対策の強化
- カ. 建設産業に対する理解の増進



ランドアート（建設業の役割や仕事を広く県民にアピールし、業界のイメージアップを目的としたイベント）

(2) 「秋田県構造改善戦略プログラム」の策定について

国において「建設産業政策大綱」がとりまとめられ、政策の基本方向に建設産業自助努力への支援とし、構造改善戦略プログラムが策定されております。本県においても建設産業が、技術と経営に優れた労働者に魅力ある職場として発展するための「秋田県構造改善戦略プログラム」を秋田県建設業審議会で検討する。

第2節 入札参加資格審査

1 入札参加資格審査（等級格付）の仕組み

建設業法に定める経営事項審査の結果に主観的項目の審査を加え、格付を決定する。

経営事項審査

- ① 経営規模
- ② 経営状況
- ③ 技術力
- ④ その他の評価項目

主観的項目（県の独自項目により審査）

- ① 有資格技術者保有状況
- ② 施工実績
- ③ その他の項目

2 格付者数

	一般土木工事	建築一式工事	電気工事	管工事	その他の工事	計
A 級	213	81	86	83	368	831
B 級	355	93	78	100	126	752
C 級	488	193	—	—	—	681
計	1,056	367	164	183	494	2,264

県外	249	151	141	144	782	1,467
合計	1,305	518	305	327	1,276	3,731

3 年度別格付業者数

		3	4	5	6	7	8
県内	業者数	1,514	1,554	1,589	1,633	1,653	1,714
	工種別	1,930	1,983	2,032	2,087	2,194	2,264
県外	業者数	630	641	650	683	676	706
	工種別	1,455	1,475	1,375	1,424	1,419	1,467